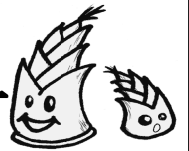


竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第15号



竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

9月28日(金)

みんなで

第7回口頭弁論を傍聴しましょう！

☆今回の裁判は、午後4時開廷です！

出発時間： 9月28日(金) 午後 2:30

集合場所： 御船町スポーツセンター駐車場付近



マイクロバスを用意いたします。

第7回口頭弁論傍聴日程

午後

2:30 集合・出発

3:15 到着・門前集会

4:00 口頭弁論 熊本地方裁判所
502号法廷

5:30 御船着・解散

集合場所の地図



* 今回の裁判は時間の都合上、「門前集会」で裁判の説明、裁判資料配布を行います。



今回の口頭弁論は、今までの町の主張に対して、包括的な反論と、原告弁護団から橋本弁護士の意見陳述を予定しています。

とても重要な裁判ですので、皆様是非傍聴に行きましょう

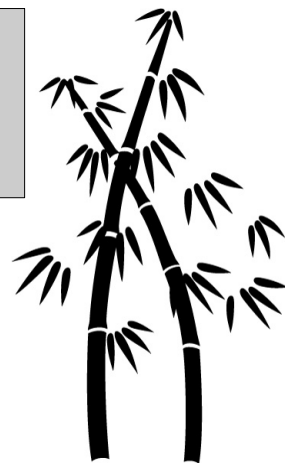
…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

*会のホームページも是非ご覧下さい。 <http://takebio.mifune.org/>

ウラへ⇒

御船竹資源開発(株)の社長が、 補助金適正化法違反で有罪判決！



新聞やテレビでも報道されましたが、御船竹資源開発(株)の社長が、竹バイオマス事業の補助金約1500万円を補助目的外に流用したとして、補助金適正化法違反で起訴され有罪判決が下されました。(不正流用額約1500万円の内、残念ながら約400万円は時効のため、起訴されませんでした)

……容疑者、有罪までの経緯

百条委員会で表面化した約1,500万円の補助金流用事件ですが、「御船の明日を創る会」や町民有志からの告発を受け警察で捜査した結果、「**違法な流用があった疑いが濃い**」として検察庁に送検されていました。しかし、検察庁は一旦「補助金の額に比べて、流用された額が少ない」などの理由から、……容疑者を不起訴(起訴猶予処分)としました。

この決定に対して「御船の明日を創る会」や町民有志の方々は検察審査会に申し立てを起し、その検察審査会では、1ヶ月という異例の速さで、「**検察庁の不起訴は不当である**」という議決が下されました。この議決を受けて平成24年8月15日、検察庁は……容疑者を起訴し、略式命令による『**有罪判決**』が下されました。

検察審査会が「不起訴不当」とした理由

- ①1000万円を超える流用額は、市民感覚からすれば大きい額である。
- ②……氏は違法行為を十分認識しており、会社の運転資金が不足していたとしても、違法行為は許されない。
- ③……氏は補助金を流用して会社の資金調達を行っていたというが、有効な資金調達交渉が行われていたのか疑問。
- ④御船竹資源開発(株)は御船町に対して補助金を全く返還しておらず、町に損害を与えた事情を考慮すべき。

住民の皆さんの力により、御船竹資源開発(株)社長の違法行為に刑事罰が下されました！

熊本地方検察審査会において「不起訴不当」の議決が出ることは、「年に一度あるか無いか」という大変重い議決です。この議決を受けて検察庁は別役容疑者を起訴しました。この事件の社会的影響などを考えると、本来は公の場で裁かれるべきですが、「本人も罪を認めている」「流用額の一部は既に時効が成立しており、それ以外の分も時効が迫っていることから急いで処分しなければならない」などの理由から、略式起訴され**罰金刑の有罪判決**が下されました。

しかし…この補助金流用事件、本来は補助金を流用された御船町が……社長を告訴すべき事件です。議会等で何回も指摘されていたのに、なぜ御船町は何の法的対応もとらなかったのか？問題です！